

プレス資料
① 議案関係資料

令和5年第3回神栖市議会定例会議案一覧表

議案番号	件名
議案第1号	神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
議案第2号	令和5年度神栖市一般会計補正予算（第5号）
議案第3号	令和5年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
議案第4号	令和5年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
認定第1号	令和4年度神栖市歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和4年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
認定第3号	令和4年度神栖市下水道事業会計決算の認定について
報告第1号	令和4年度神栖市一般会計継続費精算報告書 ・地域交流・保健福祉機能拠点整備事業 ・児童館管理事業 ・体育施設整備事業
報告第2号	令和4年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について
報告第3号	令和4年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について
報告第4号	鹿島港湾運送株式会社の令和4年度第53期営業報告及び令和5年度事業計画について

令和5年第3回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 1

議案番号	件 名	概 要	備考
議案第1号	神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い，引用する条項の整理をするため，所要の改正を行うものであります。</p> <p>【改正内容】 第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。</p>	
議案第2号	<p>令和5年度神栖市一般会計補正予算（第5号）</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">補正予算の詳細は財政課作成資料を参照</p>	<p>補正は歳入歳出それぞれ5,973万8千円を追加し，補正後の予算規模を470億2,677万1千円とするものであります。</p> <p style="text-align: center;"> 補正前の額 46,967,033千円 補 正 額 59,738千円 計 47,026,771千円 </p> <p>補正の主な内容につきましては，自転車乗車の際に着用が努力義務となったヘルメットの購入費を補助するほか，落雷により損傷した海浜球場の高圧引込設備を改修するため，補正するものであります。財源の主なものとしましては，繰越金，市債等を充てるものであります。</p>	
議案第3号	令和5年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	補正は歳入歳出それぞれ712万円を追加し，補正後の予算規模を99億6,338万4千円とするものであります。	

令和5年第3回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 2

議案番号	件名	概要	備考
		<p>補正前の額 9,956,264千円 補正額 7,120千円 計 9,963,384千円</p> <p>補正の内容につきましては、出産育児一時金の引き上げに伴い保険給付費を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金、繰入金等を充てるものであります。</p>	
議案第4号	令和5年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	<p>補正額は歳入歳出それぞれ737万4千円を追加し、補正後の予算規模を59億8,870万7千円とするものであります。</p> <p>補正前の額 5,981,333千円 補正額 7,374千円 計 5,988,707千円</p> <p>補正の主な内容につきましては、地域支援事業において、地域包括ケア支援システムに係る委託料及びシステム賃借料を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金、県支出金等を充てるものであります。</p>	

令和5年第3回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 3

議案番号	件 名	概 要	備考
認定第1号	令和4年度神栖市歳入歳出決算の認定について	<p>地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。</p> <div data-bbox="331 448 1451 675" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】（抄） 第233条〔略〕 2 〔略〕 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。 4 〔略〕</p> </div>	
認定第2号	令和4年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	<p>未処分利益剰余金6億5,585万6,469円のうち、1億3,968万7,779円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。</p> <div data-bbox="331 1015 1957 1461" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方公営企業法】（抄） 第30条〔略〕 2及び3 〔略〕 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会日（同条第6項に規定する定例会日をいう。））に開かれる会議において議会の認定に付さなければならない。 5から7まで 〔略〕 第32条〔略〕 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。 3及び4 〔略〕</p> </div>	

令和5年第3回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 4

議案番号	件名	概要	備考
認定第3号	令和4年度神栖市下水道事業会計決算の認定について	地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。	
報告第1号	令和4年度神栖市一般会計継続費精算報告書 ・地域交流・保健福祉機能拠点整備事業 ・児童館管理事業 ・体育施設整備事業	地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものであります。 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 第145条〔略〕 2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。 3 〔略〕</p> </div>	
報告第2号	令和4年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものであります。 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄） 第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。 2 〔略〕</p> </div>	

令和5年第3回神栖市議会定例会提出議案の概要

NO. 5

議案番号	件 名	概 要	備考
報告第3号	令和4年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告について	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。</p> <div data-bbox="331 568 1778 799" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方公共団体の財政の健全化に関する法律】（抄）</p> <p>第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p> </div>	
報告第4号	鹿島港湾運送株式会社の令和4年度第53期営業報告及び令和5年度事業計画について	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。</p> <div data-bbox="331 951 1509 1273" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】243条の3第2項（財政状況の公表等）</p> <p>普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】第173条</p> <p>地方自治法第243条の3第2項に規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする。</p> </div>	

提 案 理 由

令和5年第3回神栖市議会定例会に提出いたしました議案につきまして、説明いたします。

今回の提出案件は、

条例に関するもの	1件
予算に関するもの	3件
認定に関するもの	3件
報告に関するもの	4件

でございます。

議案第1号につきましては、神栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第2号につきましては、令和5年度神栖市一般会計補正予算（第5号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ5,973万8千円を追加し、補正後の予算規模を470億2,677万1千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、自転車乗車の際に着用が努力義務となったヘルメットの購入費を補助するほか、落雷により損傷した海浜球場の高圧引込設備を改修するため、補正するものであります。財源の主なものとしましては、繰越金、市債等を充てるものであります。

議案第3号につきましては、令和5年度神栖市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてであり、補正は歳入歳出それぞれ712万円を追加し、補正後の予算規模を99億6,338万4千円とするものであります。

補正の内容につきましては、出産育児一時金の引き上げに伴い保険給付費を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金、繰入金等を充てるものであります。

議案第4号につきましては、令和5年度神栖市介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてであり、補正額は歳入歳出それぞれ737万4千円を追加し、補正後の予算規模を59億8,870万7千円とするものであります。

補正の主な内容につきましては、地域支援事業において、地域包括ケア支援システムに係る委託料及びシステム賃借料を増額するため、補正予算を計上するものであります。財源としましては、国庫支出金、県支出金等を充てるものであります。

認定第1号につきましては、令和4年度神栖市歳入歳出決算の認定についてであり、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第2号につきましては、令和4年度神栖市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであり、未処分利益剰余金6億5,585万6,469円のうち、1億3,968万7,779円を建設改良積立金へ積み立て、残金を繰り越すものとするため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求め、併せて、同法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

認定第3号につきましては、令和4年度神栖市下水道事業会計決算の認定についてであり、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付すものであります。

報告第1号につきましては、令和4年度神栖市一般会計継続費精算報告書についてであり、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第2号につきましては、令和4年度決算に基づく神栖市健全化判断比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第3号につきましては、令和4年度決算に基づく神栖市水道事業会計及び神栖市下水道事業会計についての資金不足比率の報告についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、報告するものであります。

報告第4号につきましては、鹿島港湾運送株式会社の令和4年度第53期営業報告及び令和5年度事業計画についてであり、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。